

市総務局人事部給与課長以下、市労連書記長以下との小委員会交渉

令和6年10月30日(水曜日)大阪市労働組合連合会(市労連)との交渉の議事録

(市)

給与改定等については、9月27日に人事委員会から勧告がなされたところであり、人事委員会勧告の取扱いについては、国、他都市の状況といった諸事情を考慮して、慎重に検討してまいった。その結果、次のとおり実施したいと考えるので、お示しする。まず、人事委員会からの勧告どおり、公民較差2.92%を解消するための行政職給料表の引上げを令和6年4月1日に遡及して実施する。その他の給料表の改定については、技能労務職給料表も含め、同様の取扱いとする。また、期末勤勉手当については、年間で0.1月分を引き上げて、4.6月分に改定し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を、それぞれ0.05月分引き上げ、来年度以降は、6月期及び12月期が均等になるよう配分することとする。その他の諸手当については、人事委員会からの意見を踏まえ、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当を国と同様に引き上げる改定を、令和6年4月1日に遡及して実施する。基本的な方向性は以上のとおりであるが、この間の事務折衝における議論も踏まえた具体的協議を行ってまいりたい。それでは、まず、給料表の改定内容について、現時点の考え方として概略を申し上げる。まず、今年度、公民較差に関する月例給の改定については、人事委員会からの勧告どおり、公民較差である11,631円、2.92%を解消するため、行政職給料表の引上げを、令和6年4月1日に遡及して実施することとする。具体的改定内容は、お配りした資料に記載しているが、行政職給料表の改定の考え方の要点を申し上げる。まず、公民較差11,631円から、管理職手当及び地域手当への跳ね返り分を除いた9,828円で改定を行った場合の改定総額を原資として、その範囲内で改定を実施することとなる。人事委員会勧告の内容を踏まえ、大学卒初任給を23,800円、高卒初任給を21,400円引き上げ、国の改定傾向と同様に、若年層に特に重点を置くとともに、おおむね30歳代後半までの職員にも重点を置きつつ、40歳代以上の職員に対して適用される級及び号給については、定率を基本として引上げを行うこととする。以上の結果が、資料に示した各級の平均改定額、改定率である。より詳細については、資料でご確認いただきたい。技能労務職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表1級から4級の平均改定率3.59%を用いて改定を行うこととなる。初号付近を21,400円引き上げ、行政職給料表と同様に、若年層に特に重点を置くとともに、おおむね30歳代後半までの職員にも重点を置きつつ、40歳代以上の職員に対して適用される級及び号給については、定率を基本として改定を行うこととする。その他の専門職の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮した改定としている。行政職給料表の改定の考え方を沿ったものとしているので、併せて資料で詳細をご確認いただきたい。また、各給料表に共通する事項として、再任用職員の給料月額は、各級の平均改定率に基づき改定することを基本としている。この

間の給料表の切替えによる経過措置や、転任等による現給保障の適用を受けている場合も、他の職員との均衡を考慮して、改定を実施することとする。続いて、会計年度任用職員についてであるが、常勤職員の給料表に基づいて報酬を定めている職については、常勤職員の給料表の改定に準じ、報酬額を引き上げることとしている。改定内容は資料のとおりであるので、ご確認いただきたい。こちらについては、令和6年4月1日に遡及して実施する。ただし、12月期の期末勤勉手当の支給とならない職員については、令和6年12月1日から実施する。教育職給料表については、教育委員会事務局より説明する。

教育職給料表の改定の基本的な方向性について申し上げる。幼稚園に勤務する教員以外に適用される教育職給料表(1)及び(2)について、人事委員会からの勧告どおり、行政職給料表との均衡を基本とし、同様の取扱いとする。また、幼稚園に勤務する教員に適用される教育職給料表(3)については、他の給料表との改定状況等や人材確保の観点等も考慮して、対処する必要があると人事委員会から勧告がなされたことから、他の本市職員と同様の取扱いとする。次に、具体的な改定内容について、お配りした資料に記載しているが、考え方の要点を申し上げる。改定前の平均給与月額に改定率2.92%を乗じて算出した金額から、管理職手当、地域手当及び教職調整額への跳ね返り分を除いた教育職給料表(1)では13,472円、教育職給料表(2)では9,985円、教育職給料表(3)では8,859円が、おのおのの給料表の平均改定額となるよう改定を実施することとする。いずれの教育職給料表においても、大学卒初任給を23,800円引き上げ、30歳代の職員に適用される級及び号給まで改定率を遞減させ、40歳代以上の職員に適用される級及び号給においては、定率を基本として改定を行うこととする。また、幼稚園教育職給料表への切替えによる経過措置の適用を受けている場合も、他の教育職との均衡を考慮して、改定を実施することとする。なお、再任用職員の給料月額についても、行政職給料表と同様に、各級の平均改定率で改定することを基本とする。より詳細については、資料でご確認いただきたい。教育職給料表については、以上となる。

給料表については、以上となる。続いて、期末勤勉手当である。再任用職員以外の職員の期末勤勉手当については、年間で0.1月分引き上げて、4.6月分に改定し、本年度については、12月の期末手当及び勤勉手当を、それぞれ0.05月分引き上げ、来年度以降は、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ均等に引き上げることとする。再任用職員については、年間で0.05月分引き上げて、2.4月分に改定し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げ、来年度以降は6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当を、それぞれ0.0125月分ずつ均等に引き上げることとする。また、会計年度任用職員については、本年度より勤勉手当が支給されていることに伴い、期末勤勉手当とともに本務職員と同様となる。具体的な期末勤勉手当の支給月数については、資料のとおりとなる。算定方法は従来どおりであるが、算定の基礎となる人員構成、平均基礎額は令和6年6月時点のものを用いて改めて計算している。ここまでが人事委員会勧告の実施に伴う給与改定の内容である。なお、これらに伴う支給について

であるが、期末勤勉手当については12月10日火曜日に支給し、給料月額や諸手当にかかる差額については、12月17日火曜日の給与支給日に清算することとしたい。以上のとおり、人事委員会勧告の実施及び年内の清算を実施するに当たって、早急に決着すべき事項について、市側の考え方を申し上げた。給与改定以外の要求項目については、引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応してまいりたいので、よろしくお願ひする。

(組合)

この間、事務折衝もさせていただいているが、小委員会の場であるので、少し確認だけさせていただきたいと思う。今、給与改定の考え方の中で、若年層に重点を置いて、それに加えて30歳代の後半まで重点に、40歳以上定率でということであったけれども、市の人勧の部分では、そこまで年齢まで限定にはされてなくて、若年層に重点を置きつつというようなところだったかなというふうに思うが、この辺り少し教えていただけるだろうか。それと、全ての職員を対象に引き上げるということでおよしいかどうか、そこも併せてお願いする。

(市)

まず、細かいところが、何歳代とか書かれているわけではないが、国の改定傾向と同様にというところから、国と同様の改定傾向をもって改定するべきというふうに受け取っていて、30歳代後半に特に重点を置いて、40歳以上は定率という考え方で、今回給与改定をしている。また、全部の職員対象に給与改定は行われるということになっている。

(組合)

国の改定傾向というか、その年代の考え方に基づいてということなので、それに準じてということと、全職員ということであったので、その点について確認をさせていただきし、この間申し入れの時点でも、前回の小委員会交渉でも、給与改定、非常に大きなプラス改定だったので、国の状況はあるけれども何とか年内清算というようなところで求めておつて、その点についても今あったように、12月の給料日に年内4月1日遡及分は清算ということであるので、その点についても小委員会としては確認をさせていただきたいと思う。給与改定に直接ではないが、この考え方へ沿って、その再任用のところも、それから会計年度のところも給与改定をされるということであるが、なかなかその改定の幅というのが、この考え方でいくと、かなり会計年度のところも大きく改定の幅もあり、当然、再任用制度と会計年度任用制度、これは成り立ちが違うというのは十分理解はしているが、それぞれの現場のところでいくと、なかなか、おそらくそれぞれの所属に裁量も大きいところもあり、現場の業務内容で見ると、どこまでその違いがあるのかというようなところも、なかなか現場で仕事をされている職員からすると、なかなかその違い、分かりづらいというようなところも声として聞く部分もあるので、現場実態等の、これはどう言うのか、それ

ぞれの制度の構造なり職の在り方というところに関わってくるとは思うが、ぜひ現場実態も把握もいただいて、当然給与カーブも、これから国でも検討されていて、大阪市としても、そのカーブの在り方等も検討されると思うが、ぜひ現場実態の把握もいただきたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

教育職給料表の再任用の部分について、7割水準まで引き上げていただいた努力については大変感謝している。初任給の引上げについても国どおりと、市の人勧どおりということで引き上げていただいた。ただ、その初任給と最高号給の差の詰まり方について、それで、高年齢層の教員、教職員のモチベーションが維持できるのかという部分については、今後、検討していただきたいなというふうに思う。

そうしたら、給与改定のところ、先行してということであったので、申し入れの中で挙げた要求項目の点なりで、前回の小委員会で手当のところも含めて、幾らか求めさせていただいている点、後半戦になろうかと思うが、また、引き続き精力的に事務折衝やっていただくようによろしくお願ひしたいと思う。そうしたら、本日説明いただいた点については、小委員会として確認をさせていただいて、具体的のところは11月8日の団体交渉の取扱いということで、よろしくお願ひしたいと思う。